

俱楽部たより

2012.5

つるま法律俱楽部

谷尚典さんのお話を聞く会と歩くための基礎講座

日時 5月19日（土）午後3時～5時

場所 法律事務所会議室

湯ノ山で庵を結ぶ会員の谷尚典さんが、67歳からひとりでスペイン・サンティアゴ巡礼の道を歩き、このたび巡礼の記録をまとめて出版されました。

『歩きながら考えた。』と仰る谷さんのお話を伺います。

谷さんのお話の後は、「歩くための基礎講座」

低山歩こう会世話人が、歩くための基礎知識や快適に歩くための装備についてお話しします。ハイキングに行ってみたい、山歩きをしてみたい方、アウトドアショップに行ったけれど何を買つたらいいのかわからない。という方、ぜひご参加ください。

終了後、谷さんを囲んで懇親会を行います。



つるま法律俱楽部の文化講座

フラワーアレンジメント

講師 フラワーアドバイザー 内山早智子さん（会員）

お題は「ひな祭り」。それぞれが、お花の向きや高さを工夫しながら、ひな祭り風に作り上げ、最後に先生からアドバイスをいただき、かわいいお花のひな祭りが完成しました。穏やかで楽しい時間を過ごすことができました。また季節の企画がありましたら参加したいと思います。帰りに法律事務所見学もできよかったです。

法律俱楽部会員 Oさん



法律事務所会議室（未来のひろば）をご利用ください。

つるま法律俱楽部各種講座、地域の皆様の会議、お花、アロマ、習字教室等にご利用いただいています。会員さん主催の楽しい企画等にもご利用下さい。

春の連続法律講座 2012

第1回 「高齢者手助け法・高齢者も高齢者を手助けする方も」 1/24

講師 弁護士 小島 高志

このテーマの法律講座は3回目。第1、2回に引き続き高齢者の特性と諸問題、権利、老人問題の諸相、財産管理と成年後見制度、遺言等を、また今回は、任意後見制度の事例をドラマを通じても学習しました。後見制度については、後日問い合わせもいただいています。さらに内容を深めた学習会を継続して行く予定です。

第2回 「働く人のための労働法の基礎知識」 3/24

講師 弁護士 安井 典高

主にこれから働き始める人が知っておくべき労働法の知識として、労働契約締結時の注意点、労働時間に関する労働基準法の規制、時間外労働賃金（いわゆる残業代）等について勉強しました。

以下は当日の抜粋です。

1 労働条件の確認をしましょう

労働契約の内容については、できる限り書面により確認することが法律上定められていますが（労働契約法4条2項）、実際は口約束ですませてしまう場合が多いです。後から、条件が違うというトラブルを避けるためにも、賃金、始業終業時間、休日、社会保険に加入できるか、有期契約であれば契約更新はあるのか等について、書面で明確化すべきです。

2 残業代

使用者は、1日8時間、1週間40時間を超える労働をさせた場合には、25パーセント増の時間外労働賃金支払義務があります（労働基準法37条）。しかし、現実には残業代が支払われず、在職中は泣き寝入りしている労働者も多いと思われます。最近は、残業代請求の裁判が増えていますが、ほとんどのケースは、会社に不満をもって辞めた人が退職後に裁判をしています。私も何件か裁判をやりましたが、労働者の手元にタイムカード等がなく（なかなか渡してくれない会社もあれば、そもそもタイムカードがない会社もあります。）、残業時間の立証が難しいこと、又労使の激しい感情対立もまぎり、裁判は長期化しがちです。タイムカードがないならば、退社時間を日記に残す、家族にメールするなど、後から残業時間をうかがい知れる証拠を残す努力が必要になります。最後に、残業代請求権は、2年で時効になってしまいます。請求を考えている方は、早めにご相談ください。

第3回 「身近な法律 誰でもスマホというけれど… 注意点と活用法」 4/5

講師 柴田 民雄

講師のつぶやき

「一步前へ！」臆せずスマホ（スマートフォン）に挑戦しよう。

スマホは社会と繋がるすてきなツールです。携帯電話会社がどういう仕組みで儲けているのかを理解して使いましょう。

講師の柴田さんには法律俱楽部会員向けのパソコン・スマホ等に関わる相談や個人指導をお引き受けいただきました。ご希望の方は当事務所までご連絡ください。

春の連続法律講座 2012

第4回「家族のためのくらしの法律

～こんな時家族は！年金・介護のお話しも 4/13

講師 社会保険労務士 小野田 理恵子・ケアマネージャー 稲熊 久子・弁護士 小野 万里子

主婦を主人公に義父母の介護や突然の夫の病、子どもの事故・相続など、どの家庭にも起こり得る身近な問題を取り上げました。講師は弁護士・社会保険労務士・ケアマネージャーの専門家3名。それぞれの解説には「かしこい主婦」になるためのヒントがいっぱい詰まっており、年金・社会保険と介護保険の仕組みについては、知って得する目からウロコ情報もありました。

アンケートでもご希望の多かった、任意、成年後見制度や家族をテーマにした講座は、今後も継続して取り組みたいと思っています。



会員リンク

毎日1つのハート

イラストレーター 茶畠 和也（昭和区在住）

昨年の東日本大震災後、僕でもできることがないかと考えました。そして3月28日から毎日ハートを1つ描きはじめました。

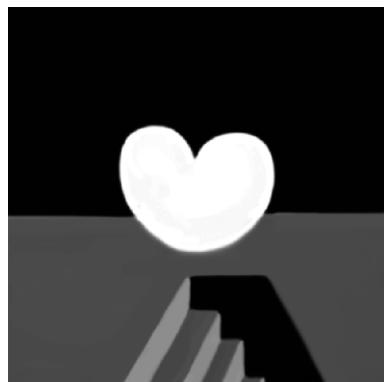
このハートが、あなたやあなたの大切な人のこころを暖めてくれますように…と願いをこめて2012年4月17日現在ハートは388個になりました。

8月2日～28日には福島県いわき市のギャラリー＆カフェ ブラウロートさんで ハートの作品展をします。大好きなガラス作家のキッタヨーコさんにもご参加ただだき楽しい展覧会にしたいと思っています。

そしてこれからも新しい出会いを楽しみに、まだまだハートを描き続けたいと思っています。

（毎日のハートはTwitter @chabaheart とFacebook 茶畠和也で見ていただけます）

鶴舞総合法律事務所さんとは昭和区九条の会といりなか保育園を通じてご縁ができ、ホームページのイラストを描かせていただきました。つるま法律倶楽部の会員としてもお世話になっています。これからもどうぞよろしくお願いします。



地域の借地借家問題続報

本俱楽部たより2011年8月号でご報告した八事興正寺の借地関係と「借地借家を考える会」について、長期の取材を基に本年4月3日朝日新聞朝刊で報道されました。裁判結果が出れば続報があるでしょう。

鈴鹿医療科学大学事件

鶴舞総合法律事務所 弁護士 小島 高志

【概要】

鈴鹿医療科学大学で鍼灸に関する研究を続けていた専任講師の先生が、併設鍼灸院への配置転換命令を受け、授業と研究の機会を奪われました。昨年11月、津地方裁判所に配置転換命令を差し止める仮処分を申立て、同裁判所首藤裁判官は3月29日、配置転換を違法とする決定を下しました。全面的勝利決定です。本決定は三重の各新聞で取り上げられました。

【学内状況】

職場の教職員組合は、配置転換内示以降の団体交渉等を通じて、大学当局の説得や譲歩を引き出し、裁判を全面的に支援しました。津地裁決定後は、奪われていた研究時間、研究費、教員研究室等々の回復を果たしました。さらに津地裁決定を基に、教授会の自律性の確立、学術の府にふさわしい民主的学内運営を目指しています。

【決定の法的注目点】

この決定で注目したい一つは、教授会の頭越しの配置転換につき、「教授会の審議を経ずに…された同命令は人選の合理性が高いものとはいがたい」とした点です。最近の大学では教授会の本来の人事権等が経営優先の理事会によって蹂躪され、そのため大学教員が良心的で自律的な研究や授業を行いにくくなっている状況があります。この決定は大学教員と教授会が本来の自主性や学問的良心を取り戻す勇気を与えるでしょう。もう一つの注目点は「（大学教育職員の）職務の本質的な部分は、教育・研究にあるといえる。…かかる職務は、教育職員にとって、雇用契約上の義務にとどまらず権利的な側面を有することは否定できない。…教育・研究を公式に認められなくなることは、教育職員として採用された債権者にとって極めて大きな

不利益である」としたことです。一般に労働者の就労請求権=働きかせようと求める権利は認められないとされています。その中で、大学教員の教育と研究の権利性を認めたことは、前進だと評価できます。

【まとめ】

当事務所は良心的な教職員の権利を巡る事件を担当してきました。授業と研究は教員の権利だとする法理が確立さるべきだと信じます。そのことが権力に迎合せずに真実を追究する礎になり、次代の若者を育てる礎になると信じるからです。引き続き権利拡大のために尽力します。

配転無効の仮処分

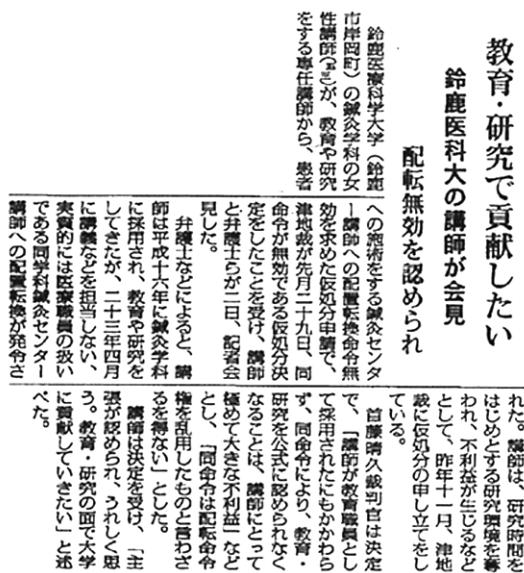
鈴鹿医療科学大学
鈴鹿医療科学大学の講師
度の複数の申請が決定
され、予想外の結果の
様子にされたらね

地裁決定

合理性が高いとは言
い」とした。

同様に「当方の意
思が認められず違憲
だ。内容を読み、対
応を決めたい」とコメ
ントしている。

【谷口拓未】



事件報告 ②

名古屋女子大学事件

当方の伝統校越原学園を巡る法的紛争の一つ、仮処分決定が3月24日付け中日新聞で報じられました。

【不当業務の強要】

仮処分を申し立てたのはインド・チベット仏教思想史を専門とする名古屋女子大学文学部の教授です。何冊かの著作が市販され、手に取られた方もおられるでしょう。その教授が突然学園に呼び出され、「授業改善特別プログラム」の名の下に、終始監視を受けながら漢字検定の過去問題を解くよう強要され、やがて全授業と研究時間を取り上げられ、無関係な他学部の授業見学や授業プレゼンテーション等を強要されました。教授が教職員組合の副委員長であって良心的であることから、嫌がらせを加えて退職に追い込むのが学園の狙いだと思われます。事務職組合員が同様の攻撃を受け解雇された前例があります。

【仮処分の審理と決定】

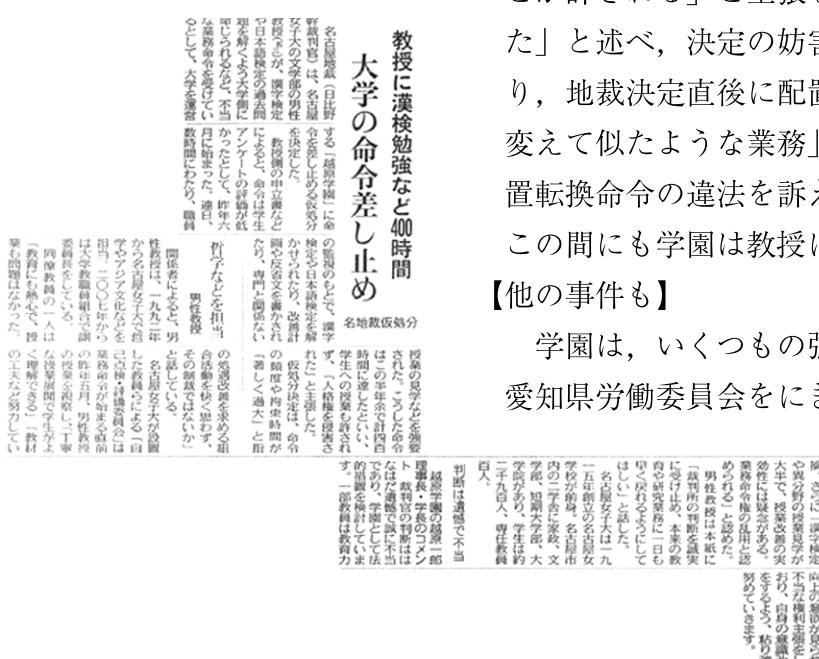
学問業績を積み重ね、熱心な教育者でもある教授を授業、学生指導、研究から切り離し、嫌がらせとしかいいようのない業務に従事させ続けることが許されるはずがありません。本年1月20日に不当業務差し止めの仮処分の申立をすると、学園は教授の私物を無断で持ち去るに及び、審理中も嫌がらせを続けました。これらを裁判所に伝えながらの審理でした。3月13日、名地裁日比野裁判官は「（一連の）業務命令は合理性がなく、業務命令権を濫用するものと認められ、これへの従事を強いられていることにより日々生じる債権者の苦痛は著しいと認められる」として、申立を全面的に認める決定を下しました。

審理途中で不利を悟った学園は、「単に名目を変えただけで似たような業務命令を発することが許される」と主張し、「債権者に配置転換を告知した」と述べ、決定の妨害を試みました。そして宣言どおり、地裁決定直後に配置転換を強行し、現在も「名目を変えて似たような業務」を命じ続けています。すぐに配置転換命令の違法を訴える2次仮処分申立てましたが、この間にも学園は教授に次々と嫌がらせを加えています。

【他の事件も】

学園は、いくつもの強引な事件を引き起こし、裁判所、愛知県労働委員会をにぎわせています。働く教職員、成

長期にある学生、生徒のために、教育の場にふさわしい学校運営を取り戻してほしいと願います。



つるま法律俱楽部会員のみなさんへ ～無料法律相談をお気軽にご利用下さい。～

暮らしの中での困り事はありませんか？

- ・こういうことをどこに相談したらいいの？
- ・こんなことをわざわざ弁護士さんに聞いていいの？

お一人で悩んでいませんか。

まずは、お気軽に法律事務所へお電話でお尋ねください。

法律俱楽部会員さんには、税理士、建築士、司法書士、社会保険労務士、ケアーマネージャー、医療従事者、保育士等、他にも多様な専門職の方がおられます。

必要に応じてご紹介いたします。

◎相談受付 平日午前10時～午後5時

事前に必ず電話予約をお願いします。

上記時間外の相談についても対応させていただきます。

お気軽に電話予約の際にお尋ね下さい。

◎電話相談 簡単で短時間のご相談は電話でもお受けできます。



低山歩こう会

5月27日 竜ヶ岳（滋賀・三重県境）

7月22日 田立の滝（長野・南木曽） 9月22日～23日 高ボッチ山と八ヶ岳

11月25日 寧比曾岳（愛知・足助） （八ヶ岳の山は厳選中、原村宿泊の予定）

どなたでも参加いただけます。事務所まで連絡ください。詳しい案内をお送りします。

合唱団員「ピースアンサンブル昭和」を募集しています。

昭和区平和のつどい等で歌います。年齢性別お住まい等も問いません。

法律俱楽部会員さんも多数参加されています。定例練習日は月2回です。

つるま法律俱楽部会費納入のお願い

つるま法律俱楽部は毎年6月から新年度になります。

今年度の会費が未納の方には、郵便局の振込用紙を同封させて頂きますので年会費3000円の納入をよろしくお願ひ致します。

尚、住所変更、退会等はご連絡をお願いします。

つるま法律俱楽部は、郵便局通帳からの会費の自動引き落としを行っています。手数料、手間等の軽減になりますので、ぜひご利用ください。

〒466-0015 名古屋市昭和区御器所通三丁目18番地 エスティプラザ御器所4F
地下鉄御器所2番出口東へ徒歩2分

鶴舞総合法律事務所

TEL (052) 852-1220

FAX (052) 852-1227

小野万里子法律事務所

TEL (052) 852-1336

FAX (052) 858-3851